# 平成26年度の主要な処理事件

# 1 表示事件

# (1) 優良誤認 (第4条第1項第1号)

## 事 件 概 要

A社は、施設内で料理を提供するに当たり、施設内のメニューにおいて、「釜飯 (青森県産 つがるロマン)」と表示していた。

実際には、釜飯に用いられた精米は、青森県産つがるロマンだけではなく、青森県産つがるロマンと国内産の複数原料米でブレンドされたものであった。

# (2) 有利誤認(第4条第1項第2号)

### 事 件 概 要

B社は、牛肉を販売するに当たり、新聞折り込みチラシにおいて、「当店通常価格より3割引セール」と表示していた。

実際には、「当店通常価格」と称する比較対照価格は、最近相当期間にわたって販売された実績がないものであった。

# 2 景品事件(総付景品告示)

## 事件概要

C社は、灯油を販売するに当たり、灯油を36リットル以上購入した者に対し、もれなく他店でのみ使用できる商品券(1,000円相当)を提供していた。

(取引価額:3,420円,提供できる景品類の額:最高額684円)

# 景品表示法による規制の概要

# <表示>

優良誤認 (第4条第1項第1号)

商品・役務の品質、規格その他の内容についての不当表示

# 不実証広告規制 (第4条第2項)

優良誤認に該当する表示か否かを判断するために、事業者 に対し、表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出 を求めることができる。当該資料の提出がないときは、当該 表示は不当表示とみなす。

有利誤認 (第4条第1項第2号)

商品・役務の価格その他の取引条件についての不当表示

誤認されるおそれの ある表示

(第4条第1項第3号)

商品・役務の取引に関する事項について誤認されるおそれがあ る表示であって内閣総理大臣が指定するもの

- 無果汁の清涼飲料水等についての表示
- 2 商品の原産国に関する不当な表示
- 消費者信用の融資費用に関する不当な表示
- 不動産のおとり広告に関する表示
- おとり広告に関する表示
- 6 有料老人ホームに関する不当な表示

# <景品>

一般懸賞 (昭和52年 告示3号)

懸賞に係る	景品類限度額	
取引の価額	最高額	総額
5,000円未満	取引の価額の20倍	懸賞に係る売上
5,000円以上	10万円	予定総額の2%

共同懸賞 (昭和52年 告示3号)

	景品類限度額				
•	最高額	総額			
	取引の価額にかかわらず 3 0 万円	懸賞に係る売上 予定総額の3%			

総付景品 (昭和52年 告示5号)	<b></b>	取引の価額	景品類の最高額
		1,000円未満	200円
		1,000円以上	取引価額の2/10

業種別 景品告示 (4業種)

- 新聞業 1
- 2 雑誌業
- 3 不動産業

4 医療用医薬品業,医療機器業及び衛生検査所業

# 〇不当景品類及び不当表示防止法(抜粋)

(昭和三十七年法律第百三十四号)

(目的)

第一条 この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする。

# (景品類の制限及び禁止)

第三条 内閣総理大臣は、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を確保するため必要があると認めるときは、景品類の価額の最高額若しくは総額、種類若しくは提供の方法その他景品類の提供に関する事項を制限し、又は景品類の提供を禁止することができる。

# (不当な表示の禁止)

- **第四条** 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。
  - 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実に相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
  - 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若 しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相 手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、 一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
  - 三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に 誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的 かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの
- 2 内閣総理大臣は、事業者がした表示が前項第一号に該当するか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、第六条の規定の適用については、当該表示は同号に該当する表示とみなす。

### (措置命令)

- 第六条 内閣総理大臣は、第三条の規定による制限若しくは禁止又は第四条第一項の規定に 違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再 び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必 要な事項を命ずることができる。その命令は、当該違反行為が既になくなつている場合に おいても、次に掲げる者に対し、することができる。
  - 一 当該違反行為をした事業者
  - 二 当該違反行為をした事業者が法人である場合において, 当該法人が合併により消滅し たときにおける合併後存続し. 又は合併により設立された法人
  - 三 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人から分割により当該 違反行為に係る事業の全部又は一部を継承した法人
  - 四 当該違反行為をした事業者から当該違反行為に係る事業の全部又は一部を譲り受け た事業者

# (事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置)

第七条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、景品類の提供又は表示により不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害することのないよう、景品類の価額の最高額、総額その他の景品類の提供に関する事項及び商品又は役務の品質、規格その他の内容に係る表示に関する事項を適正に管理するために必要な体制の整備その他の必要な措置を講じなければならない。

2~5 (省略)

### (指導及び助言)

第八条 内閣総理大臣は、前条第1項の規定に基づき事業者が講ずべき措置に関して、その 適切かつ有効な実施を図るため必要があると認めるときは、当該事業者に対し、その措置 について必要な指導及び助言をすることができる。

#### (勧告及び公表)

- 第八条の二 内閣総理大臣は、事業者が正当な理由がなくて第7条第1項の規定に基づき事業者が講ずべき措置を講じていないと認めるときは、当該事業者に対し、景品類の提供又は表示の管理上必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。
- 2 内閣総理大臣は、前項の規定による勧告を行つた場合において当該事業者がその勧告に 従わないときは、その旨を公表することができる。

## (報告の徴収及び立入検査等)

第九条 内閣総理大臣は、第六条の規定による命令又は前条第1項の規定による勧告を行う ため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のあ る事業者に対し、その業務若しくは財産に関して報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2~3 (省略)

### (権限の委任)

- 第十二条 内閣総理大臣は、この法律による権限(政令で定めるものを除く。)を消費者庁 長官に委任する。
- 2 消費者庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を公正取引委員会に委任することができる。
- 3 (省略)
- 4 公正取引委員会,事業者の事業を所管する大臣又金融庁長官は,前二項の規定により委任された権限を行使したときは,政令で定めるところにより,その結果について消費者庁長官に報告するものとする。

5~11 (省略)

〇 不当景品類及び不当表示防止法第十二条の規定による権限の委任等に関 する政令(抜粋)

(平成二十一年政令第二百十八号)

## (公正取引委員会への権限の委任)

第二条 法第十二条第一項の規定により消費者庁長官に委任された権限のうち、法第九条第 一項の規定による権限は、公正取引委員会に委任する。ただし、消費者庁長官が自らその 権限を行使することを妨げない。